

特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟
寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下「連盟」という）への現金、有価証券（以下「寄付金」という）、物品、知的財産権の寄附の取り扱いに関する必要な事項を定めることと目的とする。

(受入基準)

第2条 連盟は、寄付金及び寄付物品等（以下「寄付金等」という）の趣旨及び目的が次の各号に掲げる条件のすべてに該当するときは、その寄付金等を受け入れることが出来る。

- (1) 寄付金等が連盟の目的の達成に資するものであること。
- (2) 寄附金等の受入れにおいて次に掲げる条件等がふされていないこと。
 - イ 寄付者（遺贈の場合にあっては遺言執行者及び相続人を含む。以下同じ）に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること。
 - ロ 寄付者が寄附の経理について監査を行うこと。
 - ハ 寄付後に寄付者が寄附の前部又は一部を取り消すことが出来ること。
 - ニ 寄付された寄付金等を寄付者に無償で譲渡又は使用させること。
- (3) 寄付金等を受け入れることにより、連盟の業務または財政に特段の負担又は支障がないと認められること
- (4) 寄付者が反社会的勢力と密接な関係を有する者でないこと。

(寄付金等の種類)

第3条 連盟が受け入れる寄付金等の種類は次の通りとする。

- (1) 一般寄附金 寄付者が用途を特定せず寄付する寄付金等
- (2) 特定寄付金 用途があらかじめ特定された寄付金等であり、次に掲げる者をいう
 - イ 用途特定寄付金
 - ロ 募集特定寄付金 連盟が寄付金等の受け入れに当たり、募金対象事業、募金額、募集の方法及び手続、募集期間等の募集計画を作成し、あらかじめ用途を特定する寄付金等。

(受入手続き)

第4条 寄付金等を連盟に寄付しようとするもの（以下「申込者」という）。遺贈の場合においては遺言執行者を含む。以下同じ）は、以下の各号のいずれかの方法により、申込を行うものとする。

- (1) 所定の事項を記載した寄付金等申込書
- (2) 連盟がホームページに設置した申し込みフォーム
- (3) 遺言証書の写し

2 連盟は、前項により寄付金等の申し込みを受理したときは、第二条の基準によりその内容を検討し寄付金等の受け入れの可否を決定する。

3 第一項及び第 2 項の定めに関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄付金の申し込みを受理したものとみなし、寄付金の受け入れを行う。

(1) 第 2 条の受け入れ基準を名刺した連盟の指定売る k っ歳代孝サービスから寄付者が入金するとき。

(2) 第 2 条の受け入れ基準を明示した募金箱を連盟が設置し、申込者が現金で入金するとき。

4 代以降、及び第 2 項の定めに関わらず、募集億艇寄付金の受け入れ手続きについては募集の都度別に定めるものとする。

(寄付金等の取扱)

第5条 受け入れた寄付金等は、連盟の諸規程に定めるところにより取り扱う。

(特定寄付金の使用期間)

第6条 特定寄付金を受け入れる時に特段の取り決めがないときは、特定寄付金の内寄付金の使用期間は、受け入れが決定された年度及びその翌年度とする。ただし、適正かつ合理的な理由があると連盟が認めた時は、使用期間を延長することが出来る。

(特定寄付金の使途変更)

第7条 連盟は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定寄付金の使途を変更することが出来る。

(1) 寄附目的が達せられ、寄付金に残額が生じた時

(2) 前条により、寄付金の使用期間が終了したとき

(3) 適正かつ合理的な理由により、寄付者が指定した使途特定寄付金の使用内容もしくは使用する職員（以下「指定職員」という）、又は、指定職員の所属組織を変更するとき。

(使途特定寄付金の移替)

第8条 原則、使途特定寄付金を移し替えることが出来ない。

(適用除外)

第9条 連盟は次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の前部又は一部を適用しないことが出来る。

(1) 賛助会員から賛助規程に基づく会費を受け入れる時。

(2) 国、独立行政法人又は地方公共団体等から寄付を受け入れる時

(その他)

第10条 この規程及び連 a の諸規定に定める者の他、寄付金等の取扱に関して必要な事項は、都度定めることが出来る。

附則

この規程は令和4年7月24日から施行する